

第4回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和7年11月21日（金）

15時00分～17時00分

場所：逗子市役所5階 第4会議室

出席者

[メンバー] 田中 美乃里、山口 学、飯野 幸、菊井 健一、來島 政史、
菊池 俊一、山上 寿美、菊池 千春、横山 奈緒子、高松 智一、
若菜 克己、福井 八洲雄、岩佐 正朗、（順不同、敬称略）

[オブザーバー] 逗子警察署地域課

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課

課長 黒羽 秀昌、副主幹 稲井 麻美、専任主査 市川 大輔、
主事 宮上 敦久、主事補 橋口 直樹

欠席者

[メンバー] 瀬田 敦子、小沢 栄介、岡田 和夫、黒田 尚弘

[オブザーバー] 横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課、
公益財団法人かながわ海岸美化財団

会議公開の可否

可

傍聴者

7名

会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 来年度に向けた課題の整理
 - (2) その他
3. その他

配布資料

資料1. 令和7年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書に記載する項目について

資料2. 項末書（はなれ）

資料3. 項末書（ワイルドボア）

資料4. 海の家テラス席における目隠しの設置状況について

1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることと、マスコミの頭撮りについて説明を行った。
- ・事務局より、メンバーの出欠確認を行った。
- ・事務局より、配布資料の確認を行った。
- ・本日の会議の趣旨説明を行った。
 - 前回は海水浴場を終えての所感を共有いただいた。それらを踏まえて資料1を項目ごとにまとめたため、項目ごとに議論いただきたい。また、前回海の家の処分について情報が不足しているという指摘があったため、説明させていただきたい。

2 議題

(1) 来年度に向けた課題の整理

- ・事務局から配布資料及び検討会報告書へのまとめ方について説明を行った。
 - 資料1は、昨年の検討会報告書の項目を参考に項目ごとにまとめているため、項目に沿って議論していただきたい。なお、記載している項目は案であるため、追加や削除の意見もいただきたい。前回いただいた所感・意見は欠席者の所感も含めて各項目の意見に割り振っている。意見には市の報告の内容を参考に載せている部分もある。これまでの所感で各項目のトピックスになりそうな内容は報告欄に箇条書きしている。これらも踏まえて報告に載せるべき内容を議論していただきたい。
- ・前回の検討会欠席者の所感が発表された。
 - 安全・安心なファミリービーチを開設することができた。ブルーフラッグの取得、リーダー養成講座の開催、海岸中央へのオブジェ「ずし」の設置により、来場者の環境意識向上を目的とした啓発活動を行うことができた。
 - 海の家やボランティアの皆さんのおかげで夕方以降の海岸を楽しませていただいた。良い場所になったのではないかと思っている。しかしながら、入れ墨、タトゥーのルールが形骸化しているのではないかと考えている。入れ墨やタトゥーが文化として受け入れられているところもあるが、その国の文化にローカライズすることも大切なのではないか。日本では脅威を与えることを外国人に伝えるべきであり、ルールが形骸化されることが一番怖い。
- ・ワイルドボアなどルールを破った海の家に対して厳しい処分を下す一方で、ルールをきちんと守っている事業者にはより楽しませてもらえるように幅をもたせてもいいのではないかと思う。
- ・来場者数は昨年対比ではなく、コロナ前と比較すべきであり明らかに減少している。この原因は、海岸にいられないほどの酷暑と海水浴文化の衰退にあると考えている。今後の海水浴場の在り方の方針を市として打ち立てていくタイミングにきているのではないか。そうでないとどんどん来場者が減少し、利益がでずに事業者も撤退していく、ルール違反者が増えてコントロールできなくなる未来が見えてしまう。夕方以降や朝帯を盛り上げるなど今までとは違う楽しみ方を提供するサービスを考えはどうか。
- ・事務局より海の家で処分があった事業者について顛末書をもとに説明を行った。

- ・海の家の処分の説明に対して、次のとおり質疑があった。

- 説明のあった案件の他に、ワイルドボアで深夜に電気が点いていて人がいたという話を聞いているため説明してもらいたい。

⇒7月末頃に近隣住民から0時を過ぎてもワイルドボアから騒ぎ声が聞こえると海岸組合理事に通報があり、理事が現場を確認したところ、確かに海の家内部に人がいたが、ワイルドボアの元従業員であったため注意したと報告を受けている。ワイルドボアに対しては、部外者が入り込んで勝手に海の家の物を使ったりしないように指導したと聞いている。

- 質疑に入る前に、はなれの件において市の不手際があったことをこの場を借りてお詫び申し上げる。
 - ワイルドボアは本当に大丈夫なのか。また何か問題を起こすのではないか。無関係の人間が入り込んでいたのであれば刑事事件に相当するのではないか。
 - 被害届を出す等はオーナーの判断になるが、海岸組合としては再発防止の指導をしている。
 - そういう説明であれば信じるしかないが、次に違反をしたら即退場など考えているのか。
 - そういう意見があったということは受け止めるが、ワイルドボアの違反行為に対しては今回重い処分を下しており抑止力になるとを考えている。

⇒補足させていただくとワイルドボアの違反行為に対しては、海岸組合から5点の加点がされており、この点数は2年間消滅せず、6点になると営業停止、9点になると除名処分になる。

- 海の家の試行イベントについては、海岸組合が管理をするため、イベント中は常時張り付いているという議論が交わされていたと思うが、はなれの試行イベントの報告では離れていたのか。
 - 基本的には常時張り付いているが、はなれのイベント時は問題があればすぐに駆け付けるため一時離れると市職員に伝えていた。これに対するご指摘は受け止めたい。
 - はなれの試行イベントの申請内容は弾き語りであったが、実際にはラップであったにも関わらず、市も海岸組合も開始させている。これは典型的な形骸化の例であり、ブレーキが機能しないとどんどんおかしい方向にいってしまう。
 - はなれの顛末書の原因欄に書かれている内容は、申請の内容がラップでも申請が通れば実施することができたということか。SNS等ではラップの内容で告知されており、本件は意図的に行われたのではないか。
 - それは全く違う。ラップの内容で海岸組合に申請があれば却下する。イベント開始前の音量チェックの時に確認して問題があった場合に、元の申請通りに内容を修正するのであればイベントを実施できたという意図である。ラップの内容に変更の相談があったとしてもやらせないが、現場では一度市が問題なしと判断してしまった。海岸組合としては、今回のラップ等の内容をやろうとした時点で問題があると判断して営業停止の処分を下した。
 - ルールを作っているのではなく、ただ文章を書いているだけになってしまっている。
- ⇒ご指摘のとおりで市のチェックが行き届かなかったためにこのような事態を招きお詫び申し上げる。今後もイベントを実施する場合には、このようなことが起きないように十分留意して対応する。

- ワイルドボアへの処分について、前回の検討会において組合長は処分が厳しすぎると発言していたが、個人的には除名処分に相当すると考えており、周囲もそう言っている。
 - 5点の処分が下された根拠を知りたい。点数は5点なのに営業停止になるのか。
 - 現行のルール上、5点では営業停止処分に及ばないが、組合として海の家全体を引き締める必要があると判断し、今回の処分を下した。この処分に対して、皆さんに重いと思うかどうかを聞きたいという意図で前回の検討会で厳しすぎると発言した。
 - 5点という点数が加点されるよりも重い違反を行っている。ルールにはクラブやライブハウスの禁止を明記しており、3点の加点では「クラブ的な営業を企画するなど」とされているが、今回は実際に行っている。この場合は何点になるのか。
- ⇒「クラブ的な営業を企画するなど」という表記はあくまで例示であり、今回は重大な条例規則違反があったということで3点の加点が下されたと聞いている。それ以上に重大な違反であったというご指摘もいただいているため、この部分のルールについては議論いただきながら見直していければと考えている。

・ 2. 海の家に関する報告について、次のとおり議論があった。

(1) 全般

- 対令和元年の来場者数で見ると逗子海水浴場は一人負けになっている。令和元年は33万人の来場者があり、今年は24万人と大きく減っている。藤沢、鎌倉は増えていて、葉山も同数に戻っているのに逗子だけ減っている。なぜ、来場者が減っているかを議論しないといけないと思う。
- 夕方以降に楽しむ時間が増えているのに逗子はきっちり早めに閉めてしまっていることで伸びる要因が少なくなっているのではないか。
- 17日間で5,000人では効果が薄いのではないか。
- 特定の期間だけ長く営業していたり、ずっと長く営業しているなどのイメージが浸透すればもっと影響が出てくるのではないか。
- 鎌倉の来場者が大きく増えているが、その要因を海岸組合としてはどう考えているか。
- 鎌倉、江ノ島はインバウンドによって増えていると聞いている。逗子はインバウンド効果があまりない。鎌倉と江ノ島は海水浴場が複数あるため規模感も違う。もともとの来場者数のカウント方法にも問題がある。
- 他のメンバーから外国人来場者が減っていたり、他の海水浴場に流れたりしているのではないかという意見があったがそういうことか。
- 逗子に来ている外国人と鎌倉や藤沢に来ている外国人は属性が異なっている。
- 偏見だが、令和元年は若い女性が多かった気がする。海の家も若い女の子向けのお店があったと思う。
- 行政側が考えている要因としては、何か特別なことをやったと言うよりも天候が良かつたと捉えて発表しているようだ。逗子のカウントも何年か前から少し細かくカウントするようにはしている。
- 西浜はファミリービーチという印象だが、東浜には子どもを連れて行きたくない。そういった雰囲気が避けられる要因になっているのではないか。
- 関係者の努力で良い雰囲気を保つ成果も出ているとは思うが、本来来てほしい人が他の海水浴場に行ってしまっているのではないかと考えている。
- 市が細かいデータを取っているのであればそれを公開して要因を分析してほしい。

- 人が増えれば住環境への影響もあるため、住民としては活性化してほしいとは思っていない。

(2) 海の家の営業時間

- 海の家のルールは営業時間だけでなく、音楽やイベントにも関わってくるため、試行的と言ひながらルールが守られていない部分があったのであれば、やるべきでないと考えている。ワイルドボアの件は試行イベントではないということだが、他で音楽イベントをやると音楽に関しては良いんだという雰囲気になってしまう。だからギターを持ってホームページでライブがあるかもなど載せてしまう海の家が出てくる。
- ワイルドボアで0時過ぎまで騒いでいた件は元従業員によるものということだったが、ワイルドボアという海の家があったことで騒いで近隣に迷惑をかけることになり、マネジメントできないのであれば18時30分に戻すべきと考えている。
- 市から海の家一軒一軒に処分を下せない。海岸組合によって各海の家に処分がなされる仕組みがある以上は一律で海の家を処分すべき。
- 市が直接海の家に処分を下せる仕組み作りが必要なのか。
- その方が良いと思うが、県も海岸組合に許可を出しており、現状はそういった仕組みになっていないと思う。
- 市は海の家一軒一軒に対しての処分権限は持っていない。除名するなどの処分権限を持っているのは海岸組合であり、これまでも独自に違反の内容を見て処分を出しており、自浄作用が働いていると考えている。市が介入するならばルールの点数を細分化するということになると思う。現行のルールができた当初は、ダメだと言われたことをやった場合には分かったうえでやっているため重い点数だが、最初に分からずにやってしまったようなものは許そうという考えであった。この検討会の場で意見をいただきながら来年のルールに反映していくといけるといいと思う。
- 海岸組合としては現行の体制が望ましいのか、市が個別の海の家に処分を下す方が望ましいのか。
- 海岸組合が処分を下していくべきと考えている。
- 個人的には21時まで営業時間を延ばすことに賛成である。
- 新宿自治会としては住民アンケートの結果も踏まえて反対である。
- ころころ営業時間変えるのがよくない。逗子海岸のブランディングができていない。個人的には夕涼みニーズと日中の暑さから一律21時まで営業がいいと思う。

(3) 海の家の音楽・イベント

- 試行的イベントの「弾き語り」の定義がしっかりとされておらず、隠れ蓑のようになってしまっていると思う。アンプを通してなど定量的なルール設定が必要になる。試行イベントは音楽ライブだけではないという議論も深めていければいいと思う。
- 十数年前に誰もマネジメントできなかつたからやめようとなった過去がある。それを繰り返したくなく、前線で対応してきたからこそ音楽イベントはやめてほしいと思う。試行イベントで音楽が出てきて、次々に問題が出てきたためやはり無理だと思う。
- 試行イベントを2年間やってきた。1日1回のルールなのに1日で3部演奏をやつたところもあり、ルールが形骸化している。問題が起きてもやめると言えない。2年の結果がこれであるならばやめるべき。

- 問題点があることは理解しており、改善していく。昔の海岸組合は信用できないと言わっていたが、今は言い止められないということはないため、もう少し時間がかかると思うが試行的イベントを行える方法を皆さんと協議したい。
 - 音楽はそこまで悪いものなのか。弥栄やはなれのルール違反はもちろんダメだが、音 자체はルール違反だったのか。マネジメントできないからダメという意見が出ているが、今の機構制度上組合がダメなのか、今の組合の人たちがマネジメントできないのかを整理していくかないとマネジメントできない状態を解決できないと思う。何を解決できれば可能なのかという話があがっていない。
- ⇒市職員がイベント中に音量確認をしており、住宅側に音楽が聞こえていないかもチェックしているため、近隣に迷惑になるような音が出ないようにはしている。管理した側の実感として、盛り上がりたい客と楽しませたい演者の思いが出てくるため、制御していく必要があると感じたが、海の家や海岸組合の努力もあり対応はできていた。
- 立ち会いチェックは確かに市が実施していたが、それだけ労力をかけても問題が起きているのも事実である。
 - 弥栄は条例等の違反があったのか整理して説明してもらいたい。
- ⇒弥栄は違反行為を行っていると誤解を招く広告はあったが、違反行為を行ったわけではないと考えている。
- 音楽に関してはセンシティブに扱っているということを比較的近年入ってきた海の家にも伝える必要があるが、それが充分ではなかったということかと思う。
 - 試行イベントは必要最小限にするとしておきながら、弥栄だけで4回実施されており、海水浴場を音楽で盛り上げたいとまで言わせている。市がマネジメントできておらず適切な判断がされていない。海水浴場は飲食と着替えの提供が根本であり、活性化のためにイベントをしているが、根本を忘れてはいけない。一度全てリセットして時間をかけてここまで築き上げたものを今年崩してしまったため、元に戻すのは難しい。
 - ワイルドボアは条例が改正された頃からある海の家であり、主要メンバーになるべき海の家が重大な違反行為をしてしまっては、最近入った海の家もそれで良いのかなと思ってしまう。ここまで築いてきた良い環境が音楽イベントによって風化する恐れがある。
 - ダンスなどのイベントはどうだったか。
 - 市と海岸組合が許可したのであればよかつたのではないか。個人的には良いイベントとは言えないが問題はなかったのではないか。
 - 営業時間の延長とイベントのどちらかにフォーカスしてはどうか。ここまで良い取組もあった中で全部ダメになってしまうのはもったいない。
 - 海の家としては現状においてもイベントをやりたいのか。今のルールでは難しいため、営業時間の延長だけさせてほしいなどの意見はないのか。
 - 検討会の場や第三者委員会のような場で意見をいただきながら、多くの方に楽しんでいただけるようにしていけたらと思う。
- ⇒音楽以外のイベントが3企画行われており、特段問題がなかったことから続けていければと考えている。
- ファミリービーチとは何なのかというブランディングをしっかりとすれば、来場者数も増やすべきなのかを判断できたり、どのようなイベントであれば実施できるのかを判断できたりすると思う。

- ファミリーとは単身の方は含まないのか、子どもがいないとファミリーではないのかなど考えていくべきだと思う。
 - 平成25年に事件があった時に、子どもたちだけでは行かせられないビーチと言われており、子どもだけでも行かせられるビーチを目指そうという思いでファミリービーチという目標を掲げたため、大人はダメというわけではない。今の総合計画の来場者数40万人という目標は、条例改正前の来場者数からきており、客層を変えたうえで同じ人数を目指そうということで設定した。今は社会状況も変わっており、ニーズを掴むために市としても試行的取組を始めた。違反行為を行った海の家のためにルールをしっかりと守っている海の家まで一律で締め付け、厳しくするのではなく、点数の部分のルールを細分化していくことがよいと考える。今回のワイルドボアへの処分は、抑止力という意味ではよかったです。
 - 来場者のカウントは午前、午後とカウントして合計しているが、ウォーターパークが活性化して利用者も増えており、カウントを実施する午前中の来場者が減っているのではないか。
 - 海の家のBGM音量について、市が何件か注意していると思うため、その報告をしてほしい。
- ⇒マナーアップ警備の中で海の家のBGM音量が大きい場合注意しているが、特定の海の家において注意が多いところがある。
- ワイルドボアで決められたスピーカー以外を使っていて注意したことがあったのではないか。
- ⇒そういった注意をしたことがあった。
- なぜその報告がないのか。一度注意されたうえで違反行為を行っており、注意を聞いてもらえないのであればBGMも一律でやめさせるべき。市が認めるのであれば、一軒一軒市が調べる方がマネジメントできる。
 - 10年前は新宿自治会が海の家のBGM音量を一軒一軒デシベルまで調べていた。開設直後は新しい海の家の音量が大きかったが、だんだん小さくなっており、大変だったがコミュニケーションも取れて良かった。必要であればまたやろうかと思う。

(5) その他

- テラス席の問題提起に対して2軒は対応してくれたが、6軒は対応してくれておらず市がチェックしていない。県に言うべきなのか、しっかりと対応してもらいたい。
- ⇒8軒中2件しか対応をしなかったわけではなく、来年から対応するという海の家もある。
- 1か月猶予があるにも関わらず、来年からの対応で良いと認めるのか。
- ⇒ご意見として受け止めさせていただきたい。他にもともと設置しているもので問題ないと確認された海の家や、後背地が住宅でないため対応しなくてもよいと確認された海の家もあった。
- 後背地が住宅でなければ対応しないのか。
 - 後背地が住宅の場合の必要の有無や、横面への目隠しの設置など検討してはつきりさせておいたほうがいいということかと思う。

3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
 - 3月に市議会議員選挙がある関係で、来年度予算編成が例年より早く進んでおり、次回は12月中頃に引き続き検討していただきたい。進捗状況によっては1月にもう一度検討会を開催し、遅くとも2月には検討会報告書を完成させたい。

以上